

## ～国際研究～

### 栗田哲郎弁護士講演「アジアにおける紛争解決制度」の紹介

国際協力部教官

松川充康

法務総合研究所では、平成24年3月15日（木）に、標記のテーマで講演会を催し、当部教官・専門官だけでなく、弁護士・法学者・企業関係者・司法修習生などアジア法務に関心を寄せる多数の方々に参加いただきました。講師は、アジアのハブと言われるシンガポールを拠点とし、アジア各国で業務を行っている栗田哲郎弁護士<sup>1</sup>（ラジャ・タン法律事務所パートナー）に依頼した。

本講演は、アジア各国の紛争解決制度を横断的に概観し、さらにアジアにおける仲裁制度の位置づけを知る上で極めて有益かつ実務的なものであった。そのため、栗田弁護士の了解の下、講演における配付資料及び講演録をICDニュースに掲載し、法整備支援関係者に広く共有することとしたものである。

なお、栗田弁護士には、法務総合研究所から「アジアにおける外国仲裁判断の承認・執行に関する調査研究」の調査を委託し、本講演には、その成果も盛り込まれている。調査報告書は、法務総合研究所国際協力部のウェブサイトに掲載されている<sup>2</sup>ので、あわせて参照されたい。

<sup>1</sup> 栗田弁護士は、「法曹の養成に関するフォーラム第10回会議（平成24年3月13日開催）」において、日本の弁護士の海外展開についてヒアリングを受けているが、その際の資料もウェブサイトで公開されており、参考になる。

[http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/housei01\\_00101.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/housei01_00101.html)

<sup>2</sup> <http://www.moj.go.jp/content/000098011.pdf>

## 講演会 栗田哲郎弁護士 2012年3月15日開催

### 【栗田先生のご紹介】

#### ○ ICD松川

本日は、シンガポールに事務所を構える「ラジャ・タン法律事務所」パートナー弁護士の栗田哲郎先生に来ていただいております。

栗田先生からは、レクチャーという形ではありますけれども、適宜質問などを受けながら進めたいと伺っております。

簡単に栗田先生のご経歴をご紹介いたしますと、栗田先生は、2004年に弁護士になられまして、いわゆる4大法律事務所と呼ばれております森・濱田松本法律事務所に入所されました。

その後、アメリカのロースクールを経られた後、2010年から、シンガポールにございますラジャ・タン法律事務所に出向され、次いでシンガポール国際仲裁センターにてケース・マネジメント・オフィサーとして勤務された後、ラジャ・タン法律事務所に正式にパートナー弁護士として就任されて、現在に至っているということです。

国際仲裁という法律分野は、日本ではなかなか精通している方がいらっしゃらない分野かと思いますが、その現場の最前線で奮闘されている弁護士の栗田先生のお話ですので、非常に貴重な機会になるのではないかと思っております。

それでは、今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○栗田 弁護士の栗田と申します。

今日はこのような貴重な機会を与えていただき、本当にありがとうございます。

ただ今、ご紹介いただきましたとおり、私は現在シンガポールに居住しており、日本には住所はありません。弁護士としては日本法とアメリカ法の資格を持っておりますが、今はシンガポールの法律事務所に勤めているというような状況です。

今日は2時間ということですが、ご質問があれば手を挙げていただいて、その場で適宜お答えしながら、進めたいと思っております。また、ここは余り分からぬとか、あるいはここはこうなんじやないのというのがあれば、気軽にご質問いただければ非常に助かります。

一応簡単に私の経歴ですが、シンガポールの国際仲裁センターに勤めて、ケース・マネジメント・オフィサーをしておりました。実際に何をやっていたかと言いますと、分かりやすく言うと、裁判所の書記官のようなイメージでご理解いただければよいと思います。つまり、仲裁の申立てがなされたのを受け取って、それを精査して問題がないか確認して、それを当事者に連絡をします。その後、仲裁人を選ぶ作業をします。これが一番重要な仕事です。その後、証人尋問とか、手続の日程の調整とか、会場の運営などもります。そのほか、仲裁の管轄がないんじゃないとか、そういういろいろな決定を求められる場合がありますので、その決定書を書いたりとか、仲裁判断が出された後にチェックを行って、問題ないということであれば、それをもとに当事者に配るというところまでの仕事をやっていました。その詳細については、また後ほどご説明させていただきます。

ラジャ・タン法律事務所に勤めていると、「それは一体何ですか?」という質問を受けるので、一応簡単にご説明いたします。

「ラジャ」というが、インド系のシンガポリアン、「タン」というのが中華系のシンガポリアンの法律事務所です。シンガポールは75%が中華系で、10%がインド系で、残り10%がマレー系で、残りが外国人というような、人口構成になっています。

もともとシンガポールのマーケットは非常に小さくて、ラジャ・タン法律事務所も、当初は静岡県ぐらいの経済規模しかないと言われていましたので、シンガポール企業というのは各地に出ていくのが原則になっていたわけです。そういう企業を追うようにして各地に法律事務所もつくっていて、インドネシアのジャカルタ、シンガポールとマレーシアのクアラルンプール、カンボジアのプノンペン、ベトナムのホーチミン、タイのバンコク、ラオスのビエンチャン、上海の中国に、それぞれ自前のオフィスがあります。一方で、ここに青になっている部分ですが、日本とミャンマーとインドには事務所がありませんので、シンガポールで日本人弁護士とインド人弁護士を雇って、そういう体制でやっております。

今から十何年前の2000年ぐらいに、シンガポールへの日本企業の進出ラッシュみたいなものが続いた時期がありまして、そのころにジャパンデスクをつくりました。そのジャパンデスクがだんだんと拡大してきています。非常にローカライズしたメンバーでやっておりまして、その中の一人の上野というパートナー弁護士は、シンガポール人と結婚しまして、もう30年ぐらいシンガポールに住み込んでおります。

### 【国際商事仲裁の特徴】

それでは、今日の本題に入らせていただきます。

今日は、ちょっといろいろ名簿のほうを拝見しましたら、バックグラウンドがいろいろ異なる方がいらっしゃいまして、教授の方々とか、実務家の方々

とか、あと企業法務部の方々もいらっしゃいます。ですが、学生の方々もいらっしゃるということですので、少し基本の、仲裁とは何かというところからご説明いたします。若干基本過ぎる部分があるかもしれませんが、少しだけ説明させていただきます。

まず、揉め事が起った場合、ものすごくざっくりと——いろんな、ほかにこれ以外にもありますが——実務家の観点からざっくり分けると、国家裁判と、あと国際商事仲裁と調停と、大きく分けてこのような紛争解決手続に分けて考えています。国家裁判というのはまさに国家権力の行使ですから、強制執行力があります。他方、私人間による柔軟な紛争の解決という意味で、ADRという中では、国際商事仲裁と調停があります。その両者の違いは何かと言うと、仲裁という制度には強制執行力があります。他方、調停の場合、仮にそれに従わなかつたとしても、原則として強制執行力はありません。ただ、例えば一部の法律では特別の規定があることがありますし、シンガポールの建設会社とかだと、例えば Security and Payment Act (セキュリティ・アンド・ペイメント・アクト)、これは日本法でいう下請法に当たる法律ですけれども、これだと adjudication (アジュディケーション) といって、一種の調停に似たようなものであったとしても、判決と同じような効力が働くというようなことがあります。

つまり、国家裁判所も国際商事仲裁も、両方とも強制執行力を、持っていると。この強制執行力を持っている中で裁判所の判決と国際商事仲裁というのは一体何が違うんですかということで、これらの違いをちょっと表にしてみましたが、やはり国外の強制執行力があるかないかというところが一番の違いです。

次に、ニューヨーク条約に加盟していると、原則として国家裁判所の判断というのは国際壁を越えることはできないことになっています。もちろんコモンローの国同士では、それぞれの条約によって強制執行を持たせたりとか、相互承認の条約に入ったり

とかするところはありますが、原則として国の壁は越えられません。

ただ、仲裁ということであれば、とある国で出された仲裁判断というものが、ここに書いてあるニューヨーク条約に加盟している青い国であれば、原則として強制執行を行うことができるというところが一番の違い。

これは何を意味するかというと、国際的な取引においては、仲裁を使わないと相手国で強制執行ができないので、仲裁を使わざるを得ないというところに大きな違いが出てくるのかなと。かつですね、これだけ企業のグローバライゼーションが進んでいますので、仮に日本の企業がインドの企業と取引をして、仲裁判断をもらったということで、それを基にインドに執行をかけていくという以外に、仮にそのインドの企業が中国に財産を、たとえば土地を持っていたり、韓国に株を持っていたり、いろいろするわけですよね。このニューヨーク条約の加盟諸国であれば、1枚の仲裁判断を日本でもらっておけば、原則としてどこにでも強制執行することができるというところが大きな違いになってくるのかなと。仲裁という文化はどういう文化だろうかというのは、これまで私も、いろいろな実務家との間で話したのですが、何で日本とか……これ、アジアの文化じゃないんですね。何でアジアってこんなに仲裁がはやってないのだろうということを考えたときに、とある人が言っていたのが、仲裁というのはやっぱりヨーロッパの文化に近いと。彼らは王様の裁判所がそもそも信じられなかつたと。革命とか、いろいろ起こっていますが、王様がやっている裁判所というのは原則として信用できないし、それに従いたくない。じゃ、どうするか。じゃ、信用できる私人、信用できる人、専門家を探して、その人の判断にゆだねようよというのがもともとの文化にあったと。

他方、日本とかアジアとかは、比較的お代官様というところから始まっていて、やっぱりお上に判断を仰ぎたいという、そこはかとないものがあつて、

なかなか昔から仲裁という文化が、育つてこなかつたのじゃないかと思います。やはり仲裁というのがなかなか日本でなじみの薄いところに、そういうそもそもの仲裁に対する考え方みたいなのがあるのではないかと思っています。

表に戻りまして、裁判所ではなくて仲裁を選ぶ意味としては、この強制執行ができるかできないかというのが、また大きな意味があるのかなと。

次の2番目の箱にいきますが、もう一つは原則として上訴ができないと。だから2審、3審、場合によつては4審に当たるようなものが商事仲裁についてはないので、早い判決、早い紛争の解決を望むことができると。これについてはsetting aside（セッティング・アサイド）という特別なものもできますが、これについては後ほどご説明させていただきます。

あと、公開性というのも違いまして、原則、裁判所の判決というのは公開されます。ただ、これが一部公開されない国もあるので、いろいろ困ることもあるのですが、原則、公開ということになります。ただ、国際商事仲裁であれば、原則として公開されないので、企業としては、企業の秘密とか、営業秘密とか、そういうものを比較的守ることができると。また訴えたり訴えられたりというreputation（レビューーション）のリスクも避けることができるということですね。

あと、判断者という点でも大きな違いがあつて、いつも裁判官とか仲裁人を教育するために当事者が費用を払うのは嫌だということがよく言われていますが、この判断者を選ぶことができるということが非常に大きな違いの一つなのかなと。特に裁判所に振られたときに、当事者はどの裁判官に当たるかというのを選ぶ権利というのではないわけですね。だから、場合によつては建設紛争なのに建設用語の1つも知らない人が出てくるかもしれない。船舶の紛争なのに、船舶って何、船舶法って何という人が出てくるかもしれない。その人を教育しないといけない。そのために弁護士がいろいろ書面を作つた

り、いろいろしなきやいけないと。そういうのはしたくないということで、仲裁人は、当事者がこの人がいいというふうに納得すれば、その専門家を当事者で選ぶことができると。場合によっては特定の言語がしゃべれる人を選んだりとか、そういうことでもできること。そういう点も大きい意味があるのかなと。

かつ、手続法ですね、裁判を選んだ場合、必ず証拠法というのが適用されます。それは民事訴訟法であったりとか、Evidence Act（エビデンス・アクト）であったりとか、いろんな国によって違いますが、原則として証拠法というのが適用されると。一方、国際商事仲裁だと当事者が柔軟に手続を選ぶことができる、例えば簡易仲裁とか、緊急仲裁とか、これは後ほど説明しますけれども、特別な手続を当事者が合意することができます。また、言語も当事者が選べますので、例えばインドネシアの裁判を選んでしまうと、インドネシア語でやらなければいけなくて、日本の企業の統括としては何が起こっているのかを把握しづらいわけですね。せめて英語になれば、把握しやすい、何が起こっているのかが把握できますので、言語が選べるという点も比較的重要かなと。

あと、意外とこれが重要なわけですが、訴状送達ということが重要でして、外国の当事者に申立書を送達する場合というのは、原則外交ルートを通らないといけなかつたりとか、細々とルールが決まっていて、例えば日本とシンガポール間であれば、訴状を送達するだけで4ヶ月から8ヶ月ぐらいかかるというのが我々の経験ですね。

ところが、国際商事仲裁であれば、原則としてDHLで当事者の住所にぽんと届けて、その後はメール、ファクスなどで、どんどんやりとりをすることができる。これは規則によりますが、原則としてそういう重い外交ルートを通して、時間がかかるような手続をとる必要がない。私がヨーロッパでやったときは、ギリシャだったと思いますが、送達するだ

けで1年ぐらいかかったこともあるので、これもかなり違うのかなというふうに感じています。

他方、デメリットもあるわけでして、何よりのデメリットは、仲裁人の費用を払わないといかんよということです。仲裁人の費用を原則として当事者が払わなきやいけないのでその分コストがかかります。片や裁判所であれば、国民の裁判官がやるわけですから、当事者がその裁判官の費用を負担するということは原則として想定されないということです。あと、裁判所の判決であれば、先ほどの公開ということとも関連しますが、国によって若干違いますけれども、判例は大体公開されていますので、こういう案件だったら、こういう判断がかつてあったよねと。じゃ、それを分析すると、この案件ってこういうところで落ちつくんじゃない。じゃ、負けそうだから和解しようみたいなことができるわけです。ですが、仲裁の場合、仲裁判断が原則公開されないので、以前の案件が一体どうなったかというのは、弁護士事務所の経験と、あと仲裁人としての判断とか、あとはもう限られた公開されている仲裁判断に委ねざるを得ないというところが非常に違ってくるのかな。したがって、このまま戦い続けると仲裁で負けちゃうから、やむを得なく和解しようとか、そういう戦略が若干立てづらいというところが違うのかなと思っています。

最後、公平性です。これはもう裁判官と仲裁にもりますので、ここは何とも言えないなと私は個人的には思っています。

### 【アジア各国の裁判制度】

次に、アジアの各国の裁判制度で、この場ですべての裁判制度について細かく言うことはできませんし、私は学者ではないので、本当に100%正確な表現かどうかは分かりませんが、ふだん実務をしていく中で、日系企業がアジアに展開していく中で、投資を判断している中で、どういうふうにそのリスクを避けていかなきやいけないのかということについて、

各地の裁判制度をもとに少しお話をさせていただきます。

これは各地の裁判制度ですが、この中で、私が気をつけたほうがいいというふうにいつも言っている裁判制度の国が、インドですね。あとインドネシア、ベトナム。ここは大体私は×をつけてくださいと言っていますが、こちら辺は注意が必要です。あと、まだまだ分からるのはカンボジア、ミャンマー、ラオス。こちら辺あたりは情報の集積がちょっと足りない。言うならば、タイが△をつけるということはあるかなと。これはもう本当に私は実務家として普段やっている経験則であって、統計として何が正しいというわけではないので。ただ、我々の普段やっている感覚としてどういうものかということについて、個々にご説明させていただきます。

まず、インドですけれども、インドでは一般的に、これ冗談ではないのですが、手続の遅延がものすごいと。私の友だちにインド人の裁判官がいまして、時々フェースブックでお互いにやりとりしていますが、一体自分の手元に何件あるのかもわからないし、一体この案件がはける見込みがあるのかも全くわからないほど、次から次へと案件が来て、しかもインド人の弁護士は後ろにいっぱい詰まっているのに一切議論をやめないと。インド人の法律家を起用された会社の方はよく分かると思いますが、弁護士によつては裁判所出席費用みたいなのをとる人がいます。それは、要は裁判所に、そのコートのヒアリングとかに出席するんですが、結局、一日中待たされて、前の人議論をし続けて、結局何もなく次回に延ばされるみたいなことがよく起こるんです。それがよく起るので、その日の日当はチャージさせてもらいますみたいなことを言ってくる弁護士も時々いるぐらい、その遅延というのが非常に著しい。それこそ、おじいちゃんの事件を孫がやっているという話が本當にある。だから、若い裁判官に当たらなくて、年配の方に当たってしまうと、その人がいる間にトライアルが終わらないと言われているぐらい

非常に遅延が激しい。ですので、悠久の時を生きている裁判所に対する日本企業の戦略としては、これに巻き込まれないようにいかにインドを攻めるかというのが一番重要ではないかということで、インドの裁判所にひつかからないように、いかに投資をしていくかとか、実際的な活動をしていくのかというのが非常に重要なってくるのかなと。

あとインドネシアについて、これも非常に表現が難しいのですが、例えば最初に我々がやった案件で、ファーストトラックに行きたいのか、スロートラックに行きたいのかと聞かれたことがあるんですね。最初はそれの意味がよく分かりませんでしたが、要は速いトラックと遅いトラックがあるらしいと。ですから、要はまだまだ裁判所自体のカルチャーとして汚職というところがかなり重い問題として残っている。政府としても、このことをものすごい気にしている、これを撲滅するためにあらゆる努力をしていると言っていますが、汚職文化論というふうに言われる方もいるぐらい、この問題が実務の観点ではなかなかまだ解決されていないかなと感じることが非常に多いです。あと、インドネシアの裁判官の給料はどれぐらいなんですかと聞いたときに、私の外務省の友人が言うには、月に200USドルだとおっしゃっていて、やはりなかなか給料が低廉なので、そういうものを受け取ってしまうインセンティブがどうしても高いと、私はそのときに聞いています。ですから、日本のジェイソックスに縛られている、日本の特に上場企業としては、このインドネシアの裁判所にひつからないように、いかにインドネシアに投資していくのかというのが、今後インドネシアに投資する中で重要なキーポイントの一つになってくるんじゃないかなと思っています。

あともう一つ、いつもシンガポールの企業の代理をしていたときにやられると言っていたのが、インドネシアはDistrict Court(ディストリックコート), High Court(ハイコート), Supreme Court(シュプリームコート)の三審制が原則と言われていますが、

実際は四審制だと言われることもあるぐらい、このjudicial review（ジュディシャル・レビュー）というのが戦略的にインドネシアの企業がよく使ってきます。これは再審と訳す人もいますが、それが憲法に基づいて正しいのか、間違っているかということの判断を仰ぐ手続でして、インドネシアの当事者は、これが入ると、大体その後1、2年ぐらい、更に手続が延びるというのを狙って、牛歩戦術としてこれを申し立ててくることが多いです。その間に、和解に何とか持ち込めないかというような手続をとってくることが多く、三審制とは言いながら、場合によつては四審制になってしまうリスクがあるので、このjudicial reviewというのも非常に注意が必要です。他方、シンガポールは、非常にクリーンで、かつスピーディーに裁判が解決しまして、本当に1年かからずで解決するケースも非常に多いです。

リー・クアンユーのことについて、いろんな方がいろんな表現を使っていますが、彼のどこが一番すごかったのですかという質問をしたときに、いろんな人が言うのが、リー・クアンユーは一切汚職に手を染めなかつたと。いろんな東南アジアの各地の大統領とかが何らかのスキヤンダルに巻き込まれている中で、リー・クアンユーだけは一切そういうスキヤンダルがないと。そのかわり公務員の給料をものすごく高額に設定しますと。アメリカの大統領も高いというのでよく有名になりますが、常に民間の給料の最高レベルに近い形で公務員の給料を設定するというのが國の方針で、リー・クアンユー語録とかを見ていると、国家を動かす者に猿は要らない。とにかくエリートを選ばないといけない。だから、そのためには民間のトップに給料を合わせなきゃいけないというのが書いてあるのを見たことがあります。とにかくシンガポール人の中でも政府の高官に入るというのはやっぱり超エリートの道ですので、皆さん、結構弁護士をやっていて、途中で公務員にかわったりとか、それがもう一つのプレステージになっているというような感覚を私は受けていますし、實際

にそういう友人たちをたくさん見ています。ですから、今シンガポールが注目を浴びている、もしくはほかの国に比べてシンガポールが進んでいる一つということは、こういった汚職がものすごくないということです。特にそれを象徴するのは、泣く子も黙る汚職撲滅委員会というのがあります、日本だと汚職というと、公務員にお金をあげたりとかいうのがメインのイメージですが、その汚職撲滅委員会というのは、民間の汚職の定義の範囲がかなり広くて、日本で言うと単なる横領とか背任に当たるものも汚職だと定義しております。民間でそういう事件があつたとしても、汚職撲滅委員会が乗り込んで徹底的に捜査すると。ものすごい捜査権限を持っていて、普段であれば横領で終わる案件もかなり内部まで調べて調査をしていくということで、汚職度が非常に低いというのが一つの特徴なのかなと思います。

アジアにおいては裁判所が必ずしも公正とは限らないと書きましたが、これはまず腐敗度指数というのがあります、これはTransparency International（トランスペアレンシー・インターナショナル）というところが出している数字ですが、世界の汚職度指数を測って、1つの数字にしたものです。その画像の切り抜きがこれですが、黒くなればなるほど汚職指数の高い国ということになっておりまして、そうすると、アジアは日本がちょっと黄色いですけれども、大体真っ赤になっていて、ミャンマーぐらいになるとものすごく真っ赤になっている。シンガポールと香港は非常に透明性が高いですが、小さ過ぎて見えない状態になっていると。ですから、まだまだアジアの国々はこの汚職という問題からは完全に脱却はできていない。そうすると、この日本の裁判制度というのは、よく批判をする人もいますけれども、ものすごく世界に誇れるすばらしい制度だったのだなと分かります。やっぱり汚職という話というのはほとんど聞きませんし、かつ、やはり皆さん信頼して、何かあつたら出るところへ出るぞと言える。出

るところへ出たるぞというふうに言えるということは、実は幸せだったのだなというふうに、アジアに居を移すと気づきます。インドネシアとかで出るところへ出るぞと言えば、出ればというふうに言われる、おれは金持ってるんだぞと言われると、出られないということもあるので、これはもう本当に国家の財産として世界に誇れるものだったのだなど、外に出て初めて気付きました。

次に、タイですが、タイは比較的安定しているというふうに言われていて、若干遅延があるよねとか、ちょっと裁判官の理解がいまいちだよねというふうに言う実務家の方も多いのですが、何かそれによって大きな問題が生じていると言っている実務家の方には余り会いませんでした。

次に、ベトナムですが、これはやはり三権が分立していないというところが一つの大きな違いでして、司法の上に立法があるということですので、特に国家プロジェクトとか、国家に関するプロジェクトをやるときに、本当にそこの裁判所にすべてをゆだねていいいのかと、何千億という案件の紛争の解決を司法と立法が独立していないところに委ねていいいですかという問題が最後の最後まで残ります。ですので、特に政府系と契約する場合には、このベトナムの裁判所で解決しなきやいけないというシチュエーションをどうやって避けるかというのが、日本企業が今後投資していく中で一つのポイントになってくるのかなと思います。

マレーシアですが、マレーシアも汚職がはびこつていてると思っている方もいらっしゃると思いますが、実は結構健闘しております、腐敗度指数で60位まで上がってきています。世界銀行のビジネスランキングでも56位まで上がってきております。私がよく友人とかとマレーシアを走っていると警官にとめられて、何かちょっとお金をせびられるということが時々ありますが、ただ、裁判所がものすごく汚職しているとか、腐敗しているという話は、最近はほとんど聞きません。かつ非常に我々がやっていて

便利なのが、英語が使えることです。判決を書くと必ずマレー語の後に英語の判決を書いてくれる。裁判所でもマレーシアの弁護士は法廷でお願いすれば、大体英語でやってくれます。かつ証人尋問も含めて英語でやってくださいと言って当事者が同意すれば、英語でやってくれます。そうすると、何が起こっているのかかなり把握しやすいですし、主張書面もマレー語で出しますが、皆さん大体英語の翻訳をつけてくれることが多くて、日本の企業の統括という観点では非常に分かりやすい。ですから、英語が法廷で使えるということは日本の企業にとっては非常にやりやすいので、マレーシアであれば、特に裁判所に巻き込まれるようなことになつても、我々は比較的あえてそれを止めるような契約をしろというふうにお勧めはしていません。

あと、カンボジア、ミャンマー、ラオスについては、まだまだ事例の集積が我々の中でも足りていなくて、どういう状況なのかということについても、今後研究と調査が必要かなというふうに考えております。

### 【アジア各国の仲裁制度】

それでは、次に、各国の仲裁のイメージをご説明いたします。

仲裁で一番重要なのは、仲裁の制度が整っているかということですが、まず、基本となる、先ほど言ったニューヨーク条約に入っているかどうかという点では、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、それにカンボジア、ラオスは入っていますが、ミャンマーが入っておりません。これは東南アジアで唯一、ニューヨーク条約に入っていない国ということになります。

ちょっと戻りまして、この表の中で色がついていない国が原則としてニューヨーク条約に入っていない国。アジアで見ると北朝鮮が入っていないと、うん、入っていないだろうなという感じです。意外と台湾が入っていないじゃないかという方がいらっ

しゃって、台湾では強制執行できないのですかという話をよくされますが、台湾は国として認証されていないためにニューヨーク条約に入れなかっただけで、台湾で強制執行した場合ほとんど成功しておりますので、台湾と契約をする際には、ほとんどニューヨーク条約のことは心配しなくてもよい状況になっています。というわけで、ミャンマーというのがこれから一つの重要な要素になってきます。ミャンマーにニューヨーク条約がなかつたら、じゃ、どうするのかということになりますが、現在のところ、ジュネーブ条約に基づいて執行しなきゃいけない。我々も今ジュネーブ条約に基づく執行事例をほかの実務家といろいろ研究していますが、なかなか見つかっておりませんで、これからもっともっと研究が必要なテーマなのかなと。特にこれからミャンマーに出でいかないといけない企業というのは非常に多くなってくると思いますので、ここは非常に重要な点なのかなと思います。なお、ミャンマーは2012年にはニューヨーク条約に加盟するとの発表がなされています。各地で仲裁法というのはそろっておりますが、ここで注意しなきゃいけない点は、世界標準の仲裁法が存在するかというところでして、いわゆるUNCITRALというところが仲裁のモデル法というのを制定しております。そのモデル法に準拠しているのが国際標準というふうに言われていますが、その中でモデル法に準拠していない国がインドネシアで、ベトナムはモデル法に大半は準拠していると言われている。モデル法に準拠しているのは、あとミャンマーですね。ラオスはいろいろ聞きましたが、人によって言うことが違います。モデル法に準拠していると言う人もいれば、準拠していないと言う人もいるという状況です。

以上が仲裁に関する各国の基本制度となりますが、この仲裁制度を考える中で一番重要なのが、この仲裁に対して国が、もしくは裁判所がそれに対してプロモーションをするような立場にあるのか、要は神話的に仲裁を信仰しようと考えているのか、も

しくは仲裁に対して懷疑的な国なのかということです。これについては、後ほど強制執行のところで各國ごとにご説明いたします。恐らくそちらのほうが実務的には非常に重要なポイントになってくると考えています。

これは、各地の仲裁機関の数です。仲裁機関の取扱件数ですが、SIACのホームページに載っていますが、上から1, 2, 3, 4, 5がいわゆる5大仲裁機関というふうに言われているもので、AAAというのはトリプルAというものがあって、これはアメリカのものです。ICCというのはInternational Chamber of Commerce（インターナショナル・チェンバー・オブ・コマース）といいまして、最も世界で有名で、世界標準だと評価される方もおられる有名な機関です。シーダックというのは中国のもので、LCIAというのはイギリスで、私の勤めていたSIAC、つまりSingapore International Arbitration Center（シンガポール・インターナショナル・アービトレーション・センター）を含めて「5大」というふうに評される方がいます。残念ながら日本のほうは件数としては、ここら辺に比べJCAというのは多くなくて、2010年で、まだ26件ぐらいしかないという状況です。

### 【シンガポールにおける国際商事仲裁】

それでは、次に第2部ということで、シンガポールの国際仲裁が何で今注目を浴びているのかということについてご説明いたします。

シンガポールの仲裁を説明していく中で、どういうふうに説明すればよいか考えましたが、これは実務的に最も質問のあるところで、仲裁条項を起案していく中で、シンガポールと香港のどっちを使えばいいか悩まれている方が非常に多くて、その点の質問が非常に多いので、それにそってシンガポールの仲裁というのがどんなものであるかご説明したいと思います。

シンガポールを仲裁地に選ぶ理由として、こんなものがぽんぽんぽんと上げられます。いろいろ法的

基盤が整備されているというのではありませんが、裁判所による介入が極めて限定的であるということが一つの要素として非常に重要になってきております。仮に裁判所が、仲介が嫌いな裁判所であったとしましょう。仲裁というのは、まずその仲裁を選びましたと、裁判ではなくて仲裁で解決をすることを選びましたとなったときに、それを支えるシステムというのは仲裁法になるわけですね。その仲裁法を適用していくのが国の裁判所になってきますので、裁判所による介入が激しかった場合、仲裁法の適用をいろいろいじられた結果、仲裁がうまく進まない、途中で頓挫するといったことがあります。ですので、その国の裁判所が仲裁について理解があつて、それをプロモートしていくという姿勢があるかどうかが非常に重要になってくる。やはり裁判所としても仲裁というのを理解している裁判所なのか、仲裁というものについて全く理解していない裁判所なのかなによってかなり評判が違つて、例えば日本を仲裁地にする交渉しようとしたときに、いやいや、日本を仲裁地に選んでも大丈夫ですよと、この国の司法は仲裁を信仰しているところなので、日本を仲裁地に選んでも大丈夫ですよと言えるためには、裁判官の方がきちんと仲裁に対する制度を理解して、それに基づいた判断を下していくことが非常に重要な要素になってくるのかなと思います。特にインドネシアでの強制執行とかの事例を我々が調べたときに、もともとインドネシアというのは非常に強制執行とか仲裁に対する理解の悪い国だったのですが、1999年以降に中央ジャカルタ地方裁判所だけが専門部をつくって、そこでしか仲裁に関するものができないと、仲裁に関する強制執行は取り扱えないよというふうに変えてから、かなり仲裁に対する理解が深まって、強制執行ができたという声が高まっています。ということで、裁判官の方が仲裁をきちんと理解していることが、国の仲裁を信仰していく上でも非常に重要な要素になってくるのではないかなど私は思っています。

仲裁地として非常に有名な国が幾つかありますが、例えば香港、シンガポール、スイス、そういう国。場合によってはロンドンとか、ニューヨークになると若干違うのですが、そのほかはストックホルムとか。そういうところは何で仲裁地として有名なのかというと、ニューチャリティー (neutrality) ですね、中立性が非常に高くて、A国とB国が取引をするときに、どっちにも属しない第三国を選んでいるから大丈夫ではないかみたいな交渉が本当は非常に実務的にはしやすいので、そのニューチャリティーという意味で、シンガポールは中国の一部でもないですし、そういう点が非常に強いのかなと思います。

シンガポールと香港のどっちを選べばいいですかという質問に答えていきますと、いずれも仲裁に対する基本制度は非常にきちんと整っています。シンガポールはArbitration Act (アービトレーション・アクト) とInternational Arbitration Act (インターナショナル・アービトレーション・アクト) の2つの法律がいずれもモデル法に準拠しておりますし、香港のアービトレーションオーディナーズでもモデル法に準拠しております。ニューヨーク条約にも入っていますので問題ないのですが、ここでインドに投資される方は非常に注意な点があります。香港の仲裁というのはインドでは強制執行できることになっている。これはインドの仲裁法によると、単にニューヨーク条約に入っているだけではダメで、インドの政府広報ですね、ガゼットというんですけれども、ガゼットに載っている国じゃなければ強制執行を受け入れないよということが書いてあります。それによると、ここの注意点に書いてありましたが、香港とか台湾とか、中国とかカナダとかニュージーランド、仲裁地になり得る場所がこのガゼットには含まれていない。ということは、何を意味するかというと、日本企業がインドに投資する際は香港を仲裁地として選んではならない。香港を選んでしまうと、インドで強制執行はできませんよ。もちろんガ

ゼットが今後増える可能性もありますし、最近オーストラリアが入ったりとかしていますので、この状況は刻々と変わる可能性があります。（注釈：2012年、中国、マカオ、香港は、インドの政府公報に掲載されることとなり、この点におけるシンガポールと香港の差異は解消されている。）政府広報ですので、簡単に入れたりできると思いますが、今のところはそういう状況ですので、この点は注意が必要になるのかな。先ほど言いましたとおり、透明性というのは非常に重要になってきて、いずれもコラ普ションのリスクというのは非常に低い国になっていますが、香港は先ほど申し上げました、独立した第三国性が最近弱まってきています。それは中国の一部になりましたので、法域的には分かれていますが、紛争というのは10年後起こるか、20年後起こるか、30年後起こるかわからないわけですよね。

その中で、香港が本当に30年後、今と同じ法域としての独立性を保っているのかどうか分からぬということで、特に長い契約をする場合には、香港は若干嫌われ始めているという傾向があります。これ、いずれも裁判所による4つ目のコラムですが、いずれにしても裁判所に限っては非常に少ない状況になっています。

次に、常設仲裁機関についてですが、ICCという世界的な仲裁機関、先ほどの話の中で、世界で2番目に多かった機関なんですけれども、その世界的な本部というのはパリにあるんですね。そのパリにあるICCが2009年ぐらいだったと思いますが、支部をアジアにつくろうと、ヘッドクオーターをつくろうと言い始めました。それにシンガポールと香港が俺のところに持ってこいということでものすごい誘致合戦を繰り広げまして、シンガポールが負けまして、そのアジアのヘッドクオーターは、ICCの事務局は香港にとられてしまいました。せめてということで、シンガポールにICCの窓口だけありますが、窓口だけですので、仲裁の申立てを受けたりとか、実際にケースのマネジングをしたりとかは、シンガ

ポールではしていません。窓口があつて、その人がちょっといろいろICCの細かい質問に答えたりするとか、そのような状況です。そのかわり、シンガポールにはSIACというものがあります。そこが私の元の職場になります。

あと意外と重要なのは、シンガポールの仲裁だからといってシンガポール法に準拠しているとは限らないわけですね。だから、場合によってはインド法であつたりとか、インドネシア法であつたりとか、中国法であつたりとかするわけですけれども、シンガポールは他民族国家だというのが非常にそういう点で優位に働いていて、それこそ私の職場の隣の人はインド人で、いつも携帯の着信音がマハラジャであるさいわけですよね。隣の人はマレーシア人で、例えば向かいの人は中華系のシンガポリアンで、要是嬉しくも悲しくも、あ、日本人が来たみたいのは全然ないわけですね。何か日本人來たらしいよみたいな感じで、もう歓迎会も何もない。それがもう当たり前になっちゃって、日本人という人が來たからといって、あの人何かあの國から來たらしいよ、じゃ、何か歓迎会やろうかというの余りないと、私が嫌われているだけなのかもしれないのですけれども、それぐらい国籍に対するこだわりというの全然なくていいんじゃないかという、そういう文化がありまして、そういうこともあって、他法域の法律の資格を持っている人が非常に増えています。かつ、これは私が日本からシンガポールに居を移した理由の一つでもあります、外国人に資格をどんどんどんどんオープンにしようとしている。もともとは外国法律事務所というのも建てられませんでしたが、外国法律事務所を建ててもいいですよと、外国人でも法律事務所を建てていいですよ。今年からシンガポール法試験が外国人にもオープンになりました。だから外国人の人でもいつでも受けてくださいよ。最終的には、恐らく裁判所に立ってもいいというふうに変えようとするのじゃないかと言われているぐらゐ外国人に対して法律をオープンにしている。

その心は何ですかという話を、シャモガモという法務省の関係の人としたときに、俺らシンガポール法を輸出するんだと。シンガポール法を輸出するためには資格をオープンにするのが一番いいと。シンガポール法資格を持っている人をどんどん増やして、それはシンガポール法弁護士の職域が狭められる発想じゃなくて、シンガポール法というものがどんどんいろんな人に使われるようになれば、シンガポール法自体のニーズが大きくなつてその分パイは増えるはずだから、俺らはオープンにするんだというふうに言つていて、これは随分日本と違う発想だなというふうに感じたのを覚えています。どっちが本当に正しいのかはよく分かりませんが、法律を外国人にして輸出することによって、それに基づく準拠法の契約を増やして、それによって弁護士の職域を広げるといった、そういう政策を彼らはとつていて、非常に印象的に思ったのを覚えています。

あと、シンガポールは香港との違いは、日本のアジア統括会社というのはシンガポールに置かれている、インドとか、場合によってはオセアニアまで、大体その全体を統括しています。例えばパナソニックとかだとアフリカまで見ていたりとか、あと清水建設だったらアメリカまで見ていたりもして、グローバルな統括会社がシンガポールにありますが、香港で余りアジア全体を見ているという会社は、シンガポールに比べたら若干少ないのだろうなと。どちらかと言うと、中国への入口というような形の会社が多いかなと。ですから、これを前提にシンガポールを仲裁地とした仲裁条項を入れるのか、香港を仲裁地とした条項を入れるのかというのは変わってくるのかなと思っております。

この写真がシンガポール仲裁センターです。シンガポールに来た折にはぜひともここを訪れていただきたいと思います。場合によっては、私にメールをいただければ、ここの所長とも知り合いですので、簡単なツアーと面談みたいなのもできますので、簡単に気軽に会ってくれますので、ぜひ言っていただ

ければと思います。非常に国家の威信をかけて建てたもので、とてもきれいな建物です。これは2009年にオープンして、1階はインド料理とか日本料理と韓国料理とか、いろんな国の料理のレストランがそろっています。場所は、チャンギエアポートから、わずか21分の距離にあります。Aと書いてあるところがチャンギですが、そのチャンギに着きまして、そこからBのマクスウェル・チェンバーズまで、私の家は間ぐらにないので、家まで10分、家から10分という非常に利便性の高いところで、やる気になればゼロ泊3日とかいうのができてしまうような、そういう環境にあります。これはマクスウェル・チェンバーズのパートナーというふうに言われているところで、SIACだけではなく、さまざまなおところとパートナーシップ契約を結んでおります。

マクスウェル・チェンバーズの中身ですが、こんなコンフェレンスルームがあります。これもビジネスのコンフェレンスのための部屋と、この上の写真が、これがシンガポールのコートスタイル、裁判所のスタイルになっています。シンガポールのコートスタイルは、もう当事者が向き合わないよと、仲裁人のほうを見て、こっちの右のほうに証人台があると。片や、下のほうがいわゆる、日本もそういう形式ですけど、証人を囲むような形でやっている。こういうのがそれぞれ準備されていて、それはいろんな国の当事者が仲裁をするので、いろんな形の仲裁の部屋を準備しています。

次のページが調停形式の部屋でなかなかきれいな部屋ですけど、これを丸くしてうまく円満にまとめようみたいなこともやっています。あと下の小さい部屋みたいなものもあります。ちなみにこれはこんな料金でやっていますと。ちなみに最近は1シンガポールドル60円です。そんな状態ですね。

じゃ、ここら辺で一度休憩をとらせていただきます。

(休憩)

## 【質問の時間】

○質問者 仲裁のことじゃないのですけど、裁判所の比較のお話があったと思います。インドの法廷、出席フリーがあるという。私インドの裁判所を見たことがあるのでよく分かるのですが、ずっと待っているんですよね。建物の外にもいっぱい市民がいますが、その順番というのはもともと決まっているのでしょうか。そこは分かりますかね。

○栗田 すみません、恐らく決まっているのだと思いますが、インドの法廷の順番が決まっているかまでは分かりません。ただ、コモンローの国では何かシニオリティー (seniority) というのをすごく重視していて、シンガポールだと一応順番は決まっていても、シニアの弁護士を先に入れたりとか、そういうことはよくしていますね。

○質問者 分かりました。いやいや、日本のように最初に書いた人たちからいくのかなと。まだそんなにシステムティックになっていないとは思いますけれども。

○栗田 裁判所にもよるのかもしれませんですね。

○質問者 先ほどご説明いただいた裁判所での解決と仲裁での解決の比較の中で、ページでいうと15ページですけれども、裁判所のほうは判決が公開……これは国による違いはある、判決の公開がある可能性がありますよと。それに対して仲裁は非公開なので、そこが若干、敢えて言えばデメリットですかねというようなお話があったと思いますが、仲裁の場合に、例えば準拠法の裁判所が下した判決とかを先例として参考にするというようなことはないと。そうすると、結局、その判決が公開されていれば、先例があるから一定の予見可能性があるということを感じますが、その点について教えていただけますか。

○栗田 そうですね。すみません、判決と言ったのは、実は準拠法が例えば日本法で決まつていれば、日本法の判例がもちろん参考になりますが、実は仲裁の手続の中で仲裁の管轄を認めるか認めないかと

か、仲裁の手続を併合するかしないかとか、あと仲裁判断自体をどういうふうに組み立ててやっているのか。仲裁人がどういうふうにやったのかという部分とか、あと費用をどっちが負担するのかという、いろんな仲裁手続に何か固有の実態じゃない部分もかなり含まれてきていて、それが見えないと、要は訴訟手続法がわからない状態で裁判をしなきゃいけないので、なかなかちょっと勧めづらいことがあります。特に、この中で、例えば訴訟の弁護士の当事者費用ってどっちが負担になると思いますかと聞いたときに、大体こうなりますよと答えられる人ってほとんどいらっしゃらないと思いますが、そういう形で、要は仲裁だとそこがどういうふうに取り扱われているかというのが分かりづらい、見えにくい。例えばこっちの当事者の弁護士費用を相手に負担させるんだったら、させることが終局的に、最後にできるのであれば、ここは強気にいって、こっちの弁護士費用は気にせず払おうよという選択肢はとれるかもしれないんですけども、そこが分からなければ、どういうふうに和解すればいいのかというのも分かりづらいとか。あと、例えばAの当事者とBの当事者で契約をしていて、仲裁合意がありますと。その契約をCさんに譲渡したとしましょうと。そしたら仲裁合意というのがAさん、Bさんの間でしかないので、Cさんに譲渡した場合に仲裁合意があつたことになるんですかということについての結論が分かりにくいと。そうすると、仲裁を申し立てるべきかどうかということについての判断材料が少ないというようなところも含めてという意味ですね。

○質問者 どうもありがとうございました。

○質問者 仲裁になって、実際は和解になるケースはどれぐらいあるのでしょうか。

○栗田 そうですね。例えばSIACで私が働いていたときに仲裁判断までいくのは、正確な統計とったわけではないけれども、大体、二、三割ぐらいでした。間で和解になつたりとか、取り下げられたりとか、そういう手続が採られているとSICAの中では言わ

れていました。

あと、緊急仲裁という新しい制度で、日本の仮処分に当たる手続がありまして、SIACでは今までに3件申し立てられたことありますが、その3件とも和解で終わっているんですね。

○質問者 和解で終わった場合に、その和解の長所というのがどういう使われ方をしているのかどうか、その場合の執行力というはあるんですかね。和解で。  
○栗田 和解は原則両者が当事者で、SIACの場合ですけれども、両者それぞれ権限者がサインしてという形をつくっています。確かに強制執行力があるというふうに通常は考えていますが、その源泉が何法に基づくかというと、仲裁法に基づくのでしょうかけれども、確かにそこについて深く考察とか検討をしたことはないですね。

○質問者 だから、ちょっと心配じゃないかとかね。そしたら合意に従って判断してもらったほうがいいとか、そういうふうな運用とかはされているんですか。

○栗田 和解をしても強制執行力があるかどうかわからないから、特にそういうことはされていないですね。

ただ、その場合は少なくとも仲裁合意が、和解の調書みたいなのがあるわけですよね。それに基づいて裁判所でもし従わなかつたら訴えるということになるのだと思いますが、それがあえて反故にされる可能性というのは確かにさほど気にせずに和解しています。

○質問者 確かにちょっと執行可能性が気になると思ったものだから。

○栗田 もっともですね。分かりました、ちょっと研究します。

### 【ICCとSIACの比較】

続きにまいりますが、SIACの新規の仲裁件数というのは2000年から増えてきて、最近では年間198件まで増えてきています。この数というのは、今年も、

2011年も同じぐらいの数だというふうに言われていますので、その数としてはかなりの増加を見せています。ほぼ10年で本当に3倍以上の伸びになっています。

これは、仲裁の当事者が誰なのかということの表でして、2009年のものですが、一番どんと出ているのは、インドになっています。インドが何でこんなに数が多いかというと、やはり先ほど言ったように、香港が使えないとか、あとインドの裁判制度自体がなかなか信頼できないので、仲裁を使わなければいけないという当事者の認識が強いということも反映しているんだろうなと思います。

これが2010年の当事者でして、日本企業は11件ということになっていますが、ここでもやはりインドとか、インドネシアとかというのが多いですね。シンガポールが107件という形で非常に多いですが、恐らくこれの中には親会社が日本とか、アメリカとかという会社の100%子会社のシンガポール法人同士の争いとかいうのも含まれているので、この107というのが本当にシンガポールの企業だけかというと、そうじゃないんじゃないかなとは言われています。

これは事件の分類です。この分類とはちょっと別なのですが、最近はエネルギー紛争というのが非常に増えておりまして、エネルギー、ガス、オイル、また建設のプラントでもエネルギー関係の建設のプラントとか、そういうものがかなりの割合を占めている。特にコマーシャルという中にエネルギー関係のロジスティクス、運送とか輸送とかに関するものとかというので、これとは違う観点で、energy dispute lawyer（エナジー・デスピュート・ロイヤー）みたいなのが出てきたりするぐらいこのエネルギー紛争というのが増えてきていると言われています。じゃ、仮にシンガポールを、仲裁合意をする仲裁地として決めたと考えましょうと。

そのときに、じゃ、SIACを選べばいいのですか、ICCを選べばいいのですか、それってどう選べばいいのですか、どう違うのですかという質問をされる

ことが非常に多いので、これらにどういう違いがあるのかということについてご説明します。

日本にいたときに、私、ICCの仲裁っていうのをよくやっていましたが、それとSIACで勤務した経験をもとに一番違う点はどこなのかというふうに考えたところ、下から1, 2, 3, 4, 5ですね。この審査内容ですね。ここが一番違うんじゃないかなと私は考えています。SIACは、私がケース・マネジング・オフィサーとしてマネジングしたときに、その書記官としてセクレタリーとして勤務していましたが、そのときの私の仕事の中に仲裁判断のチェックも含まれていました。これは何を意味するかというと、書記官がチェックしているということです。つまり、その内容は書記官が一応チェックしているとは言いながらも、形式的な訂正の判断とか、数字が違いますよとか、ここはちゃんと論点が入っているんですかとか、そういう形式的なこと以上のチェックは、難しかったです。

他方、ICCというのはICC仲裁裁判所というのがあります。そこにもう何十人と仲裁判断のチェックだけの専門の人を雇っています。いろいろICCの仲裁の人聞いたのですが、そういったチェック専門の人たちに細かく付箋をつけられて、実体判断にものすごくチェックを入れられると言っておりました。要するにSIACもICCも、それぞれ審査をやっていますよといいながらも、その審査のレベルが違う。そもそも書記官と一緒にやっているというのでも違いますし、かつ実際の内容も違うと。あと条文とかでも、形式の判断についてのみ仲裁判断をチェックすると書かれているので、要は常設仲裁機関を選んだとしても、SIACかICCかで実際のどれくらいこの審査、スクートリーというんですけれども、するのかというのは全然違うということですね。じゃ、ICCのほうがいいんじゃないと言われますが、その分コストに全部返ってきますということで、これがコストの比較表になっています。結局、仲裁をやろうと思ったら、私は低い金額では仲裁はお勧めしてい

ません。というのは、相手方に将来請求できるからといって弁護士費用と仲裁人費用で持っていくからしまって、企業としてはこの仲裁判断をもらったとしても、それ以上の弁護士費用とか、仲裁人費用を取られてしまったら全く意味がないので、ここが非常にネックになってきています。この表は、右が総額で、縦軸が仲裁人費用ということで、総額が上がれば上がるほど、仲裁人費用が高くなっているということです。SIACというのは真ん中の青い線で、ICCはマックスとミニマムを決めていますと、SIACはミニマムがなくてマックスだけということで、上のマックスだけを比べると、大体SIACは8割ぐらいになっています。かつ私はICCの費用の実務は分かりませんが、SIACはどんなことがあってもマックス請求するというのは例外的な場合に限られていました。したがって、大体最後の仲裁判断までいったとしても8割ぐらい。この青い線のさらに8掛けぐらいしか費用は請求していませんでした。本当に複雑でめちゃくちゃ時間がかかった、ああ、疲れたというときに仲裁人が何かいろいろメールが送られてきて、これがとても大変でした。何とかしてくれないかというメールがぐりぐり送られてきて、仲裁人、書記官で確かに結構大変だったよねというふうに言って、このマックスまでやったという事例はありますが、原則は8割ですので、費用としてはかなり軽い形になっています。

ちなみに、その次の次のページは管理事務費用ですね。単なる仲裁人の費用じゃなくて、これは仲裁機関に払われる費用で、これを見るとかなりSIACのほうが安い、半分ですかね。これもマックスまでいつても8割ぐらいしか請求していませんでした。したがって、軽い手続になっています。

さらにスピードにもそれは反映してきます。そのスピードの一つとしてこの表の中の上から1, 2, 3, 4, 5, 6番目にMOIまたはTORと書いてあります。これは何ですかというと、これはmemorandum of issues(メモランダム・オブ・イシュー)

ズ) またはterms of reference 1 (タームズ・オブ・レファレンス) といいます。それは何ですかというと、日本の裁判手続に置き直して説明すると、争点事項書みたいな形で、要は論点表ですね。日本の裁判でも最近やられていると思いますが、両当事者にそれぞれ裁判所がこの争点はここですよねというのを書面で出して、それぞれにある程度同意をとった上で進めていくということは、日本の裁判実務でやられていると思いますが、このmemorandum of issuesはそれに当たります。ICCはこれを義務だと言っています。これに対してSIACは義務ではないと言っています。SIACでも、もともと義務だったのですが、2010年の規則改正でこれをなくしました。SIACの人々に、どうしてなくしたのかと聞くと、これがすごく時間がかかっていたと。要は争点を絶対それぞれ同意して、最後に署名をしなきゃいけないのですが、それぞれ署名をするまでに、いや、この論点がある、この論点がある、この論点があるというので、結構、軽く二、三ヶ月以上かかることもあったそうです。それで、これはもう場合によってはなくしてもいいんじゃないいかということで義務化をなくしたそうです。

また、簡易手続ですね。5ミリオンシンガポールドル、3億円ぐらいですが、3億円ぐらいまで簡易手続というのがあります。下から3番目のコラムになりますが、それに対してICCはないんですね。それは何を意味するかというと、3億円以下の案件であれば、6ヶ月以内に仲裁判断を書かなきゃいけないという手続があります。だから、これは3億円の案件であれば、ICCが非常に優秀な仲裁人を選んで、かつこの簡易手続になれた仲裁人を選んで半年以内にこれを終わらせようと、ものすごい監督をします。日程をちゃんとやれよ、ちゃんとやれよと言い続けて、6ヶ月以内にできるだけ終わらせます。正直言いますと、延長する場合もありますが、何とか終わらせるように手続をすると。この3億円というのはかなり高いバーでして、それ以下の案件であれば、

この6ヶ月という原則基準が適用されますので、かなりこれを使う案件が増えてきています。ですので、実際に仲裁条項を起案する際にICCとSIACとで迷ったとした場合は、細かい手続の違いはいろいろありますが、大ざっぱに言いますと、重くて、若干遅くて高いICCに対して、速くて、安くて、ただ、若干軽いSIACということになります。

そうすると、我々がラジャ・タン法律事務所として、日本企業なり、どこの企業でもいいですが、どちらを選ぶのかと聞かれた場合は、あなたのこの投資があなたの会社を傾けるほど大きなものかというところをベースにアドバイスをしておりまして、もしこれが本当に会社を傾かせて、何があっても仲裁判断を間違えてほしくない、かつ仲裁の判断について常設仲裁裁判所にピシピシちゃんとチェックしてほしいと、彼ら遅くても、高くでも構わんというような巨額の投資案件の場合は、ICCを使ったほうがいいんじゃないかなと思います。

片や、比較的早くかつ安く迅速に解決してほしいという要請が強い場合は、シンガポールの中ではSIACを選んだほうがいいんじゃないですかというようなアドバイスを一般的にはしています。またリクエイジションダメージが発生するような案件の場合、建設会社とかだと大体そのLD条項というのは書かれていて、遅延するごとにどんどんどんどん損害金額が大きくなっていくという事情があって、とにかく早く解決してもらわないと困るということがある場合は、SIACを選んで、できるだけ早く解決してもらうというような手続をとるようにアドバイスをしております。これがざっくりとしたSIACとICCとの違いになってくるのかなと。ですので、シンガポールを選ぶのか香港を選ぶのか、もしくはSIACを選ぶのか、ICCを選ぶのかという中で、そういうことを一つの参考にしていただければ非常に幸いです。

### 【仲裁地選定の重要性】

あと、よく聞かれるポイントと、仲裁について皆さんのが余り理解されていないポイントについてですが、いろんな方からよく聞かれる質問として、仲裁地を第三国にする意味ってなんですかというのがあります。日本の企業がインドに投資する場合に何でシンガポールとか……もちろん、日本仲裁に合意できればいいんですが、日本仲裁に合意できなくて、じゃ、第三国、香港かシンガポールか、どこでもいいんですが、ニュージーランドとかいうのを選ばなきやいけないと。でも、仮にそこを選んだとしても、現地の裁判所で結局、仲裁判断がなされたとした場合に現地の裁判所で行政執行しなきやいけないんですねと。じゃ、結局、そこの現地の裁判所マターになっちゃうから、わざわざ第三国でやる必要性つてないんじゃないですかというふうに聞かれる方が多いのですが、ここは皆さん、お分かりになりますでしょうか。

要は仮にシンガポールで仲裁判断があったとしても、先ほど先生がご心配されていたように、仲裁判断は単なる紙切れなので、それを執行しようと思ったら、インドとかインドネシアの実際の資産のあるところへ持っていくといけないわけですよね。だったら、結局、意味ないじゃないですかという質問が非常に多いのです。実は、ここが第三国にする意味の重要性でございまして、そういう場合に、まず前提となる知識の理解として、仲裁手続について、仲裁地の裁判所は介入することができるということをご理解いただければと思います。

我々がもし被告側についていて、例えば日本の企業がインドの企業とインドで仲裁したとしましょう。インドを仲裁地としたとしましょう。我々が相手方についていて、もう何がなんでも嫌がらせをしてくださいと言われた場合に何をするかということですが、まず、この案件はうちら負けるから、何でもいいから嫌がらせをしてくださいと言われた場合に何をするか。

まず、仲裁人が選ばれましたという段階で、この仲裁人は公平ではないと言って、仲裁人のチャレンジ、つまり忌避をしますが、チャレンジがけられたとしても、その決定に対して無効確認裁判をインドで起こします。さらに仲裁合意自体が存在しなかつたということをもとに、インドの裁判所に対して仲裁の停止を求める裁判を起こします。かつ、いやいや、管轄がありますよというふうになったとしても、その管轄の有無に関して仲裁人の決定に対する無効確認訴訟をインドの裁判所に起こしたりとかします。さらにきわめつけは、仲裁判断が仮に出たとしても、その仲裁判断の取り消し裁判、*setting aside*の訴訟をインドの裁判所に起こすという嫌がらせができます。これは何を意味するかというと、先ほど言ったインドの悠久の時に巻き込みます。寝わざに持ち込んで和解をさせるような、こういう嫌がらせをするかもしれません。これはインドを仲裁地に選んでしまった場合の大きなリスクになります。つまり、せっかくインドの裁判所を避けるべく仲裁を選んだにもかかわらず、嫌がらせによってインドの裁判所の手続に巻き込まれてしまうということになります。

他方、インドではない第三国を仲裁地に選んだ場合どうなるかというと、インドの裁判所に対しては、こういうことはできません。つまり仲裁地、*seat of arbitration*（シート・オブ・アビトリエーション）といいますが、この仲裁地の場所の裁判所しかこういう手続をできないわけです。ですから、シンガポールを仲裁地に選んでいた場合に我々が嫌がらせでこれをやろうとしても、仲裁地のあるシンガポールの裁判所は非常に効率性がよくて、かつ仲裁を非常にプロモートしている裁判所なので、見向きもしてくれません。仲裁地をシンガポールにしていた場合でも、これらの手続は採ろうと思ったら採れますけれども、費用倒れに終わる可能性が高い、寝わざに持ち込めない。つまり、日本の投資家としては、インドとかインドネシアに投資する場合に、まずは日本。日本がだめだったとしても、必ず第三国を仲裁地に

選んで、かつその第三国を選ぶ際に、裁判所からの介入の少ない国、もしくは裁判所のシステムが有効に機能している国を選ぶことによって、その国の裁判所からの介入をできるだけ低い状況にしておく必要があるのかなと。これは一種のポイズンピルみたいなもので、投資をする段階であれば仲がいいので何でもできますから、特にふだん契約とかを担当されている契約担当者の方は必ずそれを意識していただきたい。仲裁地を守ることが非常に重要だということです。これは意識していただければなと思います。仲裁に介入されずに進めることさえできれば、先ほど先生のご質問があったように、その間に和解することができます。つまり仲裁自体に介入されなければ、その仲裁手続の中で和解をしたりとか話し合いをすると。片や管轄がないとか、いろいろ裁判所に巻き込まれてしまうと、いろいろ問題が起こることがあるので、第三国を選定しておく意味はここにあるのかなと。

あともう一つ、これはあくまでも理論上の話で、いろんな学説の方がいらっしゃいますので、これが必ずしも100%正しい理論だとは私も思っていませんが、理論上、仲裁地において仲裁判断の取り消し、*setting aside*をされてしまうと、原則として全世界的にその仲裁判断が通用しない可能性があります。つまり、日本の投資家がインドに投資した場合で、インドを仲裁地としていた場合に、インドの裁判所が取り消しや*setting aside*やと言って、それが認められてしまった場合には、その仲裁判断は全世界的な効力を失うと言われる可能性が高い。

片や、仮に日本の投資家がインドに投資する場合で、シンガポールを仲裁地に選んでいた場合ですが、インドの裁判所がそれを取り消しするぞという権利は、まず、そもそも原則としてないですし、仮にインドの裁判所が、外国仲裁判断であるにもかかわらず取り消しを認めてしまったとしても、仲裁地の裁判所ではないので全世界的な効力を失う可能性は必ずしも高くない。つまり、インドで執行できなかつ

たとしても、その財産がインドネシアにあればインドネシアで執行できます、中国で執行できますということです。

ですから、英語でいうと、*seat of arbitration*をいかに守るかというのが、契約を起案する、仲裁条項を起案する方にとって非常に重要なんだということをご理解いただければなと思います。

そうすると、仮に仲裁地をシンガポールにした場合、インド、インドネシアで執行できるかどうかということになってきますが、ニューヨーク条約加盟国であれば、原則としてそこに書いてある国同士であれば強制執行ができるというのが実務です。ただ、ニューヨーク条約加盟国であっても、必ずしも外国仲裁をそのまま強制執行できるというわけではなくて、例えば国の公序良俗反する場合など、さまざまな理由で現地の裁判所により強制執行が排除される可能性があります。これは私が今委託を受けて調査をしている事項ではありますが、その中で気をつけたほうがいいと思われる国が幾つかありますので、必ず投資をする前に各国の仲裁判断の執行状況を確認した上で、実際の仲裁合意などを検討する必要があります。

この表が概要をまとめた表ですが、例えばインドについて申しますと、先ほども言ったように、第三国の仲裁を選んでも、インドの場合は強制執行についてさまざまな課題があります。これは先ほど言つたような香港とかじやだめですよという点ですが、さらにインドの場合、おそらくインドの裁判官が十分に仲裁というのを理解していないためだと思われますが、若干トリッキーな判決が出ています。それが、ブヒンダという裁判判決になっています。ブヒンダというのはインド最高裁の判決なんですが、インド人に聞くと、すべてはブヒンダから始まったとよく言われます。このブヒンダインターナショナルという案件では、外国の仲裁地、つまりインド以外の国を仲裁地として設定したにもかかわらず、インドの仲裁法第1章が適用されるというふうな判断が

なされました。その後に、ベンチャーグローバルという案件のインド最高裁判決において、外国の仲裁判断であるにもかかわらず、インドの仲裁法第1章が適用されて取消しができるという判断をしました。そういうつた、ある意味で特異な判例が、ブヒンダとベンチャーグローバルです。つまり、わざわざシンガポール法仲裁を選んだのに、インドの裁判官が十分に仲裁法を理解していなかったためか、国益を守るためにわざとやったのかは我々には分かりませんが、外国仲裁判断であるにもかかわらず、インドの仲裁法が適用されると解したもので、世界的に見るとかなり稀な例と言えます。

ただ、その後いろいろ皆さんが調査したところ、だんだん状況はよくなってきてはいるようです。ここに挙がっている判例というのは、幾つか調べたのですが、最近2011年ぐらいになると、インド仲裁法パート1第1章の適用はかなり不適用、不適用と書いてありますし、かなりよくなってきてるというのが現状です。

ちょっとこれは我々の分析ですけども、適用とされている赤いところがありまして、そこに仲裁地がNAと書いてあります。仲裁地が書いてなかった場合にインド仲裁法が適用されると言われていますので、仲裁地をきちんと決めておくというのがインドの答申においては必須の条項となってきていると考えています。その強制執行の状況を踏まえて、どういう仲裁合意を結んでおけばいいのかということについて、今一般的にこれが一番いいだろうという条項がこれになります。

まず、「any disputer, rising out of」などと書いてありますが、これはSIACのモデル仲裁条項になります。「number of arbitrators shall be」1人か2人、languageはEnglish、その後です。「part is agreed exclude for the avoidance of any doubt the applicability of the prohibition of part one of the」、括弧をちょっと飛ばしまして、「of the Indian arbitration and commercial act1996」。要は、疑義を排すために「適用されない」

というのをきちんと書いておくことによって、インド第1章が適用されるという、ある意味ちょっと国際標準から離れた判断をされるリスクを極限的に減らすことが何よりも重要です。ここに括弧で先ほど飛ばした点ですね。「save and except section 9 and section 27 of」と書いてあります。セクション9というのは、裁判所が証拠の収集を援助できるというような内容の条項、セクション27というのは、簡単な証拠収集の仮処分ができるというような内容の条項として、その部分はインドの仲裁法を適用できるよう残しておく方がいいんじゃないかというような提言です。これは比較的国際的な標準として徐々に使われてきている条項ですので、インドに投資をする際には、投資の契約の最後にこれに類した条項をできるだけ入れていくことによって、インドで強制執行できませんというような状態を減らすようご留意いただければと思います。

次、インドネシアですが、インドネシアは先ほど申しましたとおり、1997年ぐらいの通貨危機の時代にかなり強制執行が拒否されました。そのときにかなりインドネシアのイメージは傷つきましたが、1999年以降に仲裁法を変えまして、それ以降、強制執行が認められた例がかなり挙がっております。我々は2009年までの資料しか入手できませんでしたが、それはたまたま大統領と非常に親しい弁護士の方から情報をいただくことができたからです。報告書で報告させていただいておりますが、2009年末ぐらいの段階までで10件登録されたうちの2件しか否定されていないという資料が出ております。これもまた報告書で後ほどご報告できればと思います。

インドネシアの場合も、同じような外国仲裁判断であるにもかかわらず、インドネシアの裁判所が取消しを認めてしまうという例があります。この取り消しというのは、インドネシアの場合はsetting asideじゃなくて、annulment（アニュルメント）という言葉が一般的には翻訳として使われています。これは、アメリカの企業がインドネシアの政府系の企業と地

熱発電——インドネシアらしいんですけども——をした場合、投資に関する契約を締結しまして、インドネシア以外の外国を仲裁地とした仲裁合意を結んで、紛争が発生したのでアメリカ企業がジュネーブでインドネシアの企業に対して仲裁を申し立てて勝ちました。ジュネーブを仲裁地とする仲裁判断をゲットしました。ところが、インドネシアの政府系企業はジュネーブのこの仲裁判断に従いませんでした。じゃ、強制執行してやるわいということで、アメリカ系の企業がインドネシアの政府系企業に対して国内財産の執行をするために強制執行を申し立てました。普通は申し立てが認められるはずですが、インドネシアの裁判所は突然、この外国仲裁判断は取り消だと言って、しかも強制執行を行った場合は制裁を科すという恐るべき判決を下したという例があります。これは1997年の本当に通貨危機直後の案件で、これで一気にインドネシアの評判が悪くなりました。現在、この判例はかなり批判を浴びています、似たようなことが今後起こるかどうかというと、可能性はそれほど高くないんじゃないかという人もいます。

次に、ベトナムですが、我々はベトナムの仲裁判断の強制執行の状況についてもチェックしていましたが、非常に苦労しました。だれに聞いてもわからないと。それは何でかというと、裁判例が公開されていない。先ほどもちょっといろいろ話していましたが、裁判例は当事者に公開しているもだから、それで公開していることになるだろうみたいなメンタリティーがまだあるようで、それって公開じゃないんじゃないですかという話をしていたんですが、なかなか裁判例が見つからなくて大変苦労しました。その中で幾つか強制執行に成功した事例、強制執行に失敗した事例を仲裁の専門の方づてに得ることができましたので、そちらの状況についても、また法務省の報告書において別途報告させていただければと思います。

次に、マレーシアですが、我々は、マレーシアで

は、garnishment（ガーニッシュメント）、銀行差押えとか、財産執行とかを日々問題なく滞りなく行っておりますので、マレーシアは強制執行で心配する必要は特ないですね。ちなみにマレーシアはイスラムファイナンス・アビトリレーションを一生懸命今プロモーションしています。これは写真です。

次に、ミャンマーですが、現在ジュネーブ条約に基づく執行の事例を求めております。皆さんもしもご経験があれば教えてください。あと政府系の企業と投資の契約をされる方も今後いらっしゃると思いますが、その場合に分かっておいていただきたい戦術というのがこの投資協定仲裁です。

投資協定仲裁って何ですかということですが、先ほど言ったように、ここの表の図にありますように、投資元はニューヨーク条約に基づいて強制執行をしようとしていますが、投資先はさっき言ったような強制執行を拒否したりとか、いろんな無効化することをやってきます。それに対する対抗手段としてこの投資協定仲裁を位置づけて戦略的にアドバイスする事例が徐々に増えています。

投資協定仲裁というのは、例えば分かりやすい例が、Aという企業がここに外国政府から天然資源の許可を得てものすごい金額のプラントを建設していくのにもかかわらず、突然その開発許可を政府が取り消しましたというような、政府の行為に基づいて紛争が発生した場合に行く仲裁です。この判断に従わなかった場合、ニューヨーク条約によって、その国家の資産が差し押さえられたり、世界銀行による融資が停止する可能性があります。この投資協定仲裁を使うことによって巨額の損失を免れた企業が野村証券です。サルカ事件といいまして——ちなみに投資協定仲裁の仲裁は、仲裁であるにもかかわらず、公開されますのでこの情報は一般で手に入ります——日本の親会社の野村証券がチェコ政府に投資をして銀行業務を行っておりました。ところが、その銀行業務を行っているときに、突然、チェコ政府が、ほかの国営企業に対しては取消しをしないにも

かかわらず、野村証券だけ銀行業務をやっちゃいけないというような政府の許可取消しを行いました。それで普通の仲裁に持っていくと、一個人、一企業対国家の争いになってしまふので、恐らくこれは厳しいということでその道をやめまして、野村証券は投資協定仲裁というのを選びました。

ただ、国同士の間で条約がないとこの投資協定仲裁というのは使えないのですが、日本とチェコ政府の間では、これがありませんでした。このとき、たまたま野村証券はオランダの100%子会社を通じてチェコ政府に投資をしていました。よって、オランダとチェコ政府の間の条約を使って投資協定仲裁に持ち込んで、野村は勝つて、事なきを得たかどうかはちょっと別ですけれども、問題を解決したという事例があります。

こういうふうに、国家とプロジェクトをやる際は、日本との間に、もしくは投資する国との間に投資協定仲裁があるかどうかを意識した上で、投資ビールをつくって投資するというのも一つの今後の選択肢になってくるのかなと思います。

我々が代理した案件で、シンガポール系企業を代理していた際に、その企業がインドネシア政府系の企業に投資をしまして、インドネシア政府系の企業はインドネシア裁判所に裁判を提起しました。それに対して、インドネシア裁判所が極めて不合理な内容の判決を行つて、インドネシアの政府系企業に対する勝訴判決が出されました。これはどう見てもおかしいだろうというふうな内容だったので、その後、我々は激しく交渉をして、この政府系の企業を勝たせた不合理な内容の判決は、これは裁判所である以上一種の政府の行為だと。したがつて、我々は投資協定仲裁に行くことも辞さない。これには異論面もいろいろあると思いますが、そういうことを軸にして交渉しまして、自画自賛ではありますが、勝訴的和解をしたという案件もありました。特にシンガポールとかだと、アセアンの投資協定仲裁を利用した投資スキームというのも一考に値するのかなと考

えています。

最後になります。もう時間が迫つてるので、最後に、投資協定合意の仲裁条項の起案の仕方についてです。まず、すごく基礎的なことですが、「all disputer arising under」というように「under」を使つてしまふと、そのもととなる契約自体が無効になつてしまふ場合は、この仲裁が使えないというふうに解されるリスクがあるので、「out of」とか「relating to」といった幅広い文言を使うと良いと思います。それにプラスで、アービトレーターの数とかEnglishとか、プラス、governing law（ガバニング・ロー）、要は、準拠法は日本というのを使うと。ここで必ず契約の起案担当者の方にお願いしたいのが仲裁地、先ほど言った仲裁地ですね。上に書いてあるシンガポールというのと準拠法というのは、必ず分けて考えていただきたいということです。

ですから、シンガポールでやられている、シンガポールを仲裁地とした仲裁であったとしても、準拠法を日本というふうに書いても全く問題ない。我々がやっている案件の半分ぐらいはシンガポール仲裁ですけれども、インドを準拠法とした仲裁であつたりとか、インドネシアを準拠法とした仲裁であつたりとかします。じゃ、その場合、どうやって判断しているのですかということですけれども、それはインド法に精通した仲裁人アービトレーターを選ぶとか、その法律の意見書をそれぞれの当事者が出し合う。アービトレーターが仮にシンガポール人であつたとしても、日本法の意見書をそれぞれ出し合つて、それに基づいて準拠してその仲裁人が判断を下していくということですので、シンガポールを仲裁地にしたからといってシンガポール法にしなければいけないという理屈は全くありません。日本法を準拠法にしたほうが債権管理上いいとか、自分が慣れ親しんでいるのでいいということであれば、それは必ず分けて交渉していただきたいということです。

先ほど言ったように、仲裁地を守るということが何よりも重要です。

それでは、例えば日本の企業がインドの企業と交渉していたとしましょう。向こうが幾ら言っても譲ってこないと、まずは日本法で日本の仲裁地でやっていたとしても向こうが納得してくれないと。分かった、分かった、じゃあ、第三国シンガポールでいいよと、シンガポールを仲裁地としてもいいよと。それでも向こうが政府系の企業とかで納得してこないといった場合には、もう一段階として使っていただきたいのは、分かった、分かった、じゃあ、仲裁地はシンガポールのままにしてもらうよ。ただ、ヒアリングの場所はインドでもいいよというような交渉を是非していただきたいと思います。ヒアリングの場所というのは何か、それは、seatではなくてvenue（ヴェニュー）というのですが、venue of arbitration（ヴェニュー・オブ・アービトレーション）はインドでもいいよというようなことで、仲裁地さえ守っていれば、さっき言ったようなローカルな裁判所に司法介入される可能性はございません。ですから、インドに投資をする際にシンガポールを仲裁地として守ってさえいれば、ヒアリングの場所は確かに証人がインドにいることが多いよね、ビジネスもインドでしているよねということがあれば、分かった、じゃ、そこは妥協してあげるよと。そのかわり仲裁地はシンガポールでキープさせてもらうよというような交渉を必ずしていただきたい、それぐらい第三国の仲裁地を守るのは重要だということです。そのかわりヴェニュー、つまりヒアリングの場所は妥協しても構わない。それはヒアリングというのも実際に会議、要は証人尋問が行われる場所にしかすぎませんから、そこに行かなきゃいけなという手間はかかりますけれども、法的な効力はないわけです。ですから、契約の交渉の担当者もしくは契約をチェックされる法務部の方はすぐに仲裁地を相手方に譲ってしまうのではなくて、必ず第三国に持っていく。その前にヒアリングの場所を妥協するとか、そういうようなテクニックを使っていただいて、万が一の紛争を防ぐような形で交渉を進めていただけ

ればなと思っております。

すみません、ちょっと時間がオーバーになりましたが、以上の私の講義になります。長い時間本当にありがとうございました。(拍手)

### 【質問の時間】

○司会 ありがとうございました。ちょっと時間はオーバーしていますけれども、せっかくですので、質問がございましたら、お願いいたします。

○質問者 すみません、非常に有意義なお話ありがとうございました。2つだけちょっとお伺いしたいんですけども、先ほどこのスライドの番号でいいますと、84番ですか。先ほどのインドの裁判所が仲裁判断を取り消したという78番のお話に引き続いで、84番ではインドネシアの裁判所が仲裁判断を取り消したという話がありましたが、その取消しの理由というか、原因について、ちょっとお伺いしたいと思います。つまり、手続的な問題が理由だったのか、それともある程度実体的な理由があったのかというのが第1点です。

それから、第2点は準拠法の選択について、例えば日本法を含めて、いわゆる大陸法と、それから例えばインドとかシンガポールの英米法系と、そういう法系の違いで何か有利・不利あるいは交渉上何か問題があるかどうか。例えば日本法にしようとしているんだけれども、この点が問題になってなかなか合意に至らないというようなことがあるかどうかということをお伺いできればと思います。

というのが、実はご承知のように、民法改正の一つの理由として、日本法が例えば仲裁合意に準拠法によりなりやすくなるようにということも言われていますので、若干、そういう背景も踏まえて伺えればと思います。よろしく。

○栗田 このカラスボタスの案件については、現在、報告書を上げさせていただいておりますので、そこで詳細なところはご報告させていただければと思うんですけども、この場合は、例えば公序良俗に反

するとか、かなりさまざまな理由で否定されております。これのほかにもう一つ似たような案件がありまして、その場合も公序良俗というのが使われてです。

日本法を準拠法として我々も、まず最初に進めてくださいというふうに言っているところですけれども、なかなか経験が深い人であればあるほど、最初に日本法を出すのはむしろ恥ずかしいというふうにおっしゃる方が結構多いんですね。国際標準から日本法というのは確かに離れているので、インドとの取引のときに日本法だということは、逆に日本の法務の担当者であっても、ちょっと恥ずかしいというふうなことを言わされている方に、私は数名か、何名か会ったことがあります。やはりまだ日本の法律というのがインドとかからしてみると、まだまだある意味、ちょっと遠くの国の、マイナーな国の法律というふうに思われているということがあるのは事実だと思います。

そういうこともあって、今、法整備支援とかをすることによって日本の法というのを輸出していく。先ほどシンガポールの話もしましたけれども、そういう輸出を日本の法に類した国が多くなるほど、そういう知名度が上がっていって交渉はしやすくなるんじゃないかなと期待しています。

それとあと、実はディスカバリーのシステムがあるかないかというのは、非常にこになることがあって、若干、これ手続法なので、ディスカバリーがあるかどうかというのは、本当は準拠法とはそんなに深くリンクはしていないはずなのですが、例えば交渉で日本法が準拠をするとシビルローであって、重いようなそういうディスカバリーの話というのはないですよとか、同じコモンローの世界ですよね。コモンローの国というのは東南アジアでいうと、すみません、シビルローの国というのは東南アジアの国でいうと、例えば日本とか、タイとか、インドネシアとかですね。あとは若干共産主義の話が入ってきていますけれども、ベトナムとかラオスとかです

ね。何かカンボジアの弁護士聞くとカンボジアは両方のハイブリッドだというふうに、両方とも要素が含まれていると言っている弁護士もいますが、比較的日本法と同じ法体系に属する国もありますので、特にそういう国に投資したり、仲裁条項を結ぶときは、できるだけ、まずは日本法で交渉してくださいというふうに企業の法務部の方にはお願いしていますし、我々もそれを勧めるようにはしています。

○質問者 1点だけ。ユニドロワというのは使われた例というのは、どれぐらいありますか。つまり国際商事原則のことです。

○栗田 余り私の経験ではないですね。それは準拠法としてですか。

○質問者 いいえ。大学の交渉コンペティションとかが有りまして、それは一応その中に仲裁の分があって、うちの学生はアンシュトラル法と国際準拠法はユニドロワを使って大学対抗戦をやっているんですが、ユニドロワというのは実際には使ってないということなんですか。

○栗田 申し訳ありません。仲裁裁判所にいるときに何百件も仲裁の判断を見ましたけれども、見たことがありません。

○質問者 ああ、そうですか、分かりました。

○司会 本来、もうちょっと時間があればもっとご質問を受けつけられたと思います。申し訳ございません。ちょっと時間がオーバーしておりますので、このあたりでご勘弁いただければと思います。

アナウンスがちょっと何点かございます。先ほど栗田先生のほうからも「委託を受けている調査」というふうな話が出ましたけれども、これは、実は私たち法務省のほうが、栗田弁護士に、まさに今日のテーマ、国際仲裁証人執行について各アジア各国がどういう判断をしているのかということについて調査をお願いしたものです。この結果につきましては、ウェブサイトにアップをする予定ですが、担当者からもう少し詳しく説明してもらいます。

○ICD國井 國際協力部の國井と申します。

栗田先生から詳細な調査報告、調査研究に関する報告書をいただいております。それにつきましては、本年5月末ころに、国際協力部のウェブサイトにアップする予定でおります。

なかなか所在が見つけづらいので簡単に説明しますと、法務省のホームページを見ていただいて、右下のところに法務省の国際協力というところがありますので、そこからジャンプしていただくと、法整備支援というのがありますので、またそこからジャンプしていただくとICD国際協力部のホームページに飛びます。そのお知らせ欄のところに掲載しておりますので、そこを御覧ください。栗田先生の報告書を含め、他の先生方からもいただく報告書と一緒にアップする予定です。

以上です。

○ICD松川 行ったり来たりで申しねけありませんが、今日お配りしている私たちの部のパンフレットです。これの署名のようなところにも私たちの部のウェブサイトのURLが載っております。ここにアクセスしていただきますとお知らせ欄に5月末ごろを目標にアップいたしますので、それをご参照いただければと。そのほかにも、今日話題に出ましたそもそもの本国内の執行ということでインドネシアということに焦点を当てまして、インドネシアの国内の執行や保全がどうなっているかということについても調査を弁護士の方にお願いしております。あと、今日来ていただいている島田先生にはインドネシアの判決のことなどに関する調査を委託しております。そういう結果もあわせてアップいたしますので、ご参考いただければと思います。

私どもは、来年度である平成24年度も、こういった調査を行いまして、これをウェブサイトにアップする形で皆様に還元するとともに、私たちの本来業務である法整備支援の中でも活かしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

本日はご多忙の中、どうもありがとうございました

た。

(終了)